

文教厚生常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和8年3月5日（木）午前8時59分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	久木田大和君	副委員長	塩井川公子君
委員	田中紗弥佳君	委員	渡邊理慧君
委員	立和田広司君	委員	渡邊圭章君
委員	植山太介君	委員	竹下智行君
委員	川窪幸治君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	野崎勇一君	保健福祉政策課長	種子島進矢君
子育て支援課長兼こどもセンター所長	村岡新一君	保健福祉政策課こども政策室室長	大浦好一郎君
子育て支援課主幹	中村真貴子君	子育て支援課保育・幼稚園グループ主査	吉永和義君

教育部長	上小園拓也君	教育総務課長	林元義文君
社会教育課長	久木田勇君	学校給食課長兼 )	柳田謙一郎君
溝辺総合支所長兼地域振興課長	西溜和幸君	国分地区南部学校給食センター所長	末重公司君
教育総務課主幹	山内太君	溝辺総合支所地域振興課主幹	塩川辰史君
霧島学校給食センター所長	住吉一郎君	学校給食課主幹	濱田香織君
教育総務課教育政策G主事	池原峻太君	牧園学校給食センター所長	

6 本委員会に出席した陳情者は次のとおりである。

なし

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 水迫由貴君

8 本委員会の事件は次のとおりである。

議案第9号：霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第16号：霧島市こども基金条例の制定について

議案第17号：霧島市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第18号：霧島市青少年の家の設置及び管理に関する条例の廃止について

「開議 午前8時59分」

○委員長（久木田大和君）

ただいまから文教厚生常任委員会を開会いたします。本日は、去る2月24日に本委員会に付託されました、議案4件の審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、御手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 現地調査

○委員長（久木田大和君）

これより、霧島学校給食センター及び霧島市青少年の家の現地調査を行います。ただちに警察署側ロータリーにご集合ください。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時00分」

「再開 午前11時14分」

#### △ 議案第18号 霧島市青少年の家の設置及び管理に関する条例の廃止について

○委員長（久木田大和君）

まず、議案第18号、霧島市青少年の家の設置及び管理に関する条例の廃止について、審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

議案第18号、霧島市青少年の家の設置及び管理に関する条例の廃止について、説明します。議案書の60ページを御覧ください。霧島市青少年の家は、青少年が自らを啓発し、情操豊かで心身ともに健やかに育つための学習・交流の場として、昭和54年度に旧溝辺町が設置しましたが、建設から46年以上が経過し、老朽化に伴い損傷も著しいことから、本条例を廃止しようとするものです。詳細につきましては、溝辺総合支所長が説明しますので、よろしく審査くださるようお願いいたします。

○溝辺総合支所長（西溜和幸君）

議案第18号、霧島市青少年の家の設置及び管理に関する条例の廃止について、詳細の説明を致します。霧島市青少年の家は、昭和54年度に溝辺町麓の上床公園内に整備した施設で、鉄骨造りの平屋建て、延べ床面積103.63㎡の集会施設となっています。同施設は、青少年の学習・交流の場として、長年親しまれ利用されてきましたが、建設から46年以上が経過し、利用者数は年々減少するとともに、老朽化に伴い損傷も著しいため、従前の機能を回復させることは困難な状況にあり、今後の維持管理にも多額の費用を要することから、今回の条例廃止の提案に至りました。なお、今年度の利用は1団体のみであり、次年度以降は他の施設を利用する旨、確認済みです。以上で説明を終わります。

○委員長（久木田大和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（川窪幸治君）

確認をさせていただきます。見せていただいて、老朽化した建物だというのは一目瞭然だったんですが、次年度、この利用者の方たちが別の場所を使われるということですが、この別の場所というのはどこになるんですか。

○溝辺総合支所長（西溜和幸君）

今、バンドのグループが利用されております。代表者は溝辺の方ですけれども、メンバーの中にも横川の方がいらっしゃるということで、横川の施設を借りたいということで今、確認ができています。

○委員（川窪幸治君）

なかなかすごいですね、バンドの方が使われるということで。それでは今後、この建物がこのような老朽化してきた建物がもう使用しなくなると。今後の計画というか、どのような計画で進んでいくのか。これを解体をしていく方向なのか、そのようなところがもし説明ができるのであればお示してください。

○溝辺総合支所長（西溜和幸君）

一応、今年度で1団体がなくなり、来年度以降もう利用者が全くゼロということでございますので、当局と致しましては早急に解体の方向で考えております。また、跡地利用については、地域の

ニーズやら、そういったところを勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

○委員（川窪幸治君）

今、答弁もらいましたけれども、今後のことというのはなかなか計画は立たないところだと思いますけれど、このような場合、どのような計画でどのぐらいの期間が掛かってくるものなのか、もし分かればお示してください。

○溝辺総合支所長（西溜和幸君）

早ければ、この条例が議決を頂ければ、まず、令和8年度中に設計から解体に至る予算のほうを令和9年度予算に提案をさせていただければというふうに考えております。

○教育部長（上小園拓也君）

今、溝辺総合所長のほうから、今後のことについて説明がございましたが、詳しくは、今後検討をまずしていかないといけないということがございますので、財政課と予算協議とかいろいろございますので、本当は今、総合所長が申し上げましたとおり、解体という方向が一番いいんですけども、そのための予算やらいろいろございますので、今後検討しながら、対応していきたいというふうに思っております。

○委員（川窪幸治君）

私たちがいろいろ聴くと、やはりこういう老朽化した建物を今後どうするかということで非常に後手後手に回るようなことがあったりやはりするので、できるだけ早い方向で計画を立てていただいて、実行していただければと思います。

○委員（竹下智行君）

確認をさせていただきます。老朽化で損傷も激しいということでありました。見させていただいても、確かに損傷が激しいなと思いましたが、具体的にはどういったところの老朽化、損傷が激しいのか、そこの具体的などころを教えてくださいいただけますか。

○溝辺総合支所長（西溜和幸君）

先ほど現地を見ていただきましたけれども、まず入り口の屋根がもう割れて落ちてきておりますし、あと外壁の柱のところにもひび割れが入っております。それから中にも入っていただきましたけれども、ちょうど学習室のフローリング、あそこも傷んできていたりとか、もうあちこち、そのほかにも、たくさん損傷の箇所はあるところでございます。

○委員（竹下智行君）

最近では、そこのところの補修だったりとか、そういったところには手を入れてきたんでしょうか。確認させていただきます。

○社会教育課長（久木田勇君）

修繕状況を申し上げます。過去5年間におきましては、令和6年度に1件照明器具の取り替え、それから令和4年度、男子の小便器の詰まり修繕、そういったところを行っているところです。

○委員（植山太介君）

私も確認を1点させていただきます。今年度の利用は1団体のみだったということですが、いつからこのような状況であったのか、過去5か年ぐらいの利用実績がお分かりでしたらお示してください。なぜこの時期なのか、そこも思うところがございましたので、それも含めて御回答をお願いいたします。

○溝辺総合支所長（西溜和幸君）

過去5か年、今年度が1団体ですけれども、その前までは3団体、バンドであったり、あと太極拳、それから太鼓の団体がこれまで使われてきておりましたけれども、令和6年度の年度途中、正確には令和7年1月から、その2団体が利用しなくなって、そこからはもうずっと1団体のみ利用が続いているところでございます。

○社会教育課長（久木田勇君）

なぜこの時期かということも併せましてですけれども、私、合併前の旧溝辺町役場の社会教育

課でみそめ館に勤務しておりました。その頃から溝辺青少年の家という名称でございましたけれども、利用状況としては、その頃からやはり同じような団体が利用していたという状況がございます。なぜこの時期かというところがございますけれども、本市の公共施設管理計画というのがございます。その中で5項目ほどあるんですけれども、第1に挙げられているのが総量縮減というところがございます。社会教育施設もいっぱいある中で、今回、青少年の家というところなんですけれども、やはり利用状況ですとか、費用対効果、維持費、そういうところを含めて、今回、上げたという経緯でございます。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、議案第18号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時25分」

「再開 午前11時26分」

#### △ 議案第9号 霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第9号、霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

議案第9号、霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。議案書の22ページを御覧ください。霧島市立牧園学校給食センターを廃止し、その機能を霧島市立学校給食センター〔同ページに訂正発言あり〕に統合することに伴い、関係条例の所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、学校給食課長が説明しますので、よろしく審査くださるようお願いします。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（柳田謙一郎君）

議案第9号、霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。議案書は22ページ、新旧対照表は19ページです。牧園学校給食センターは築40年を経過しており、老朽化に伴う施設維持及び衛生管理、少子化に伴う提供食数の減による調理場の適正配置の観点から、牧園学校給食センターを廃止し、霧島市立学校給食センターに統合します。これに併せ、霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例第2条の表から霧島市立牧園学校給食センターの項を削除し、霧島市立霧島学校給食センターの名称を霧島市立北部学校給食センターに改めようとするものです。以上で説明を終わります。

○教育部長（上小園拓也君）

先ほどの私の口述の中で、その機能を霧島市立霧島学校給食センターに統合するというふうに申し上げるべきところ、霧島市立学校給食センターというようなことで、霧島を外して申し上げていなかったようでございます。訂正しておわび申し上げます。

○委員長（久木田大和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（渡邊圭章君）

1点お聴きします。本会議場でも、距離の件でお尋ねがあったと思いますけれども、今回、距離が延びたことによることで配送時に何かあった場合の対応と申しますか、その辺は何かマニュアル化されているか。ここだけではなくて、多分ほかのところにも対応してくると思いますが、その辺をお聴かせください。

○牧園学校給食センター所長（濱崎香織君）

給食配送につきまして、緊急時に対するマニュアルのほうは定めておりませんが、配送員はそれぞれ携帯電話を持っておりまして、車両の不具合、また何かがあった場合はすぐ報告をするように、連絡体制を整えております。

○委員（渡邊圭章君）

給食を届けるときに車が不具合の場合は、子どもたちに給食が届かないということがないような対応をどのように取られているのかなということ、お聴きしたかったですけれども。

○学校給食課主幹（塩川辰史君）

今、委員がおっしゃるように、配送時に何かあったときに学校に給食が届かないということは、我々も想定しております。ただ今日コンテナ車を見ていただく限り、もし配送車が故障したときに、その配送車に入っているコンテナというものは簡単に動かせるものではありません。よって、学校には災害時に活用する救急カレー等を置いていますので、その日は救急カレーでしのいで、また翌日以降対応することになると想定しております。

○委員（渡邊理慧君）

同じく、配送の件でお伺いしたいんですけれども、配送ルートはどのように設定をされているのか。給食を配るときに一度回って、一度戻ってからまた食器の回収をされるのか。それとも、配送給食を配られた後に、しばらくおいて、戻ってくるという形で食器を回収されるのか。そこをお尋ねいたします。

○牧園学校給食センター所長（濱崎香織君）

給食配送のルートについて、統合する際に検討いたしました。まず検討する際に考慮に入れたのが、検食時間に間に合うか、また、配送距離が長くなり過ぎないかということについて検討いたしました。それで、6パターンほど作成いたしまして、その中で最も効率的で経済的な方法で回れる方法で設定いたしました。牧園地区の2台につきましては、給食配送時に、学校に持って行った後、一旦霧島給食センターまでが、牧園総合支所付近からですと19kmほど離れておりますので、時間も掛かりますし、また配送員の身体的負担とか、時間が無駄になってしまいますので、1台目は牧園総合支所で、もう1台は小学校のほうで休憩を取り、給食が終わりましたタイミングで、また回収をして載せ込んで、霧島学校給食センターのほうに帰ってくるという方法を取っております。また、霧島地区を配送する配送車につきましては、学校と霧島給食センターが近いことから、配送した後、昼食時には給食センターのほうに配送車は戻ってくるという方法を取っております。

○委員（渡邊理慧君）

一度戻らないパターンの場合は、待機をして逆走をするという形になるかと思うんですけれども、学校によっては、届く時間が遅くて食器が早く改修されるということになるんでしょうか。それだと、給食が届くのが遅くてゆっくり食べられなくて、残飯が増えてしまうとか、そういうパターンになる心配をしているので、お伺いいたします。

○牧園学校給食センター所長（濱崎香織君）

今回の配送、回収につきましては、子どもたちがゆっくり給食を食べられるということも考慮しておりますので、給食時間がしっかり終わって、全員の片づけが終わるまでは回収をスタートしないというふうに設定をしております。

○委員（渡邊理慧君）

分かりました。あとは、統合して霧島学校給食センターが増えることになると思うんですけれども、最大何食まで霧島で作れる設定になっているんでしょうか。

○学校給食課主幹（塩川辰史君）

改修工事等を終えまして、令和8年4月1日からは最大700食を想定しております。

○委員（渡邊理慧君）

地元の食材を使うようにという工夫をされているかと思うんですけれども、牧園で地産地消を仕入れていたところと、霧島になった場合、そこら辺はどのように変わるんでしょうか。

○牧園学校給食センター所長（濱崎香織君）

地産地消につきましては、私どもも給食のほうに積極的に取り入れるようにしておりまして、牧園地区でも、現在、4事業者の方に納入を頂いているところでした。統合することによりまして、搬入先が遠くなること、また食数が増えることについて、継続していただけるかということで各事業者確認していただきまして、高齢の方とか、そういう方は統合後は辞退いたしますということなのですが、統合後も継続的に協力させていただきたいという事業者様もいらっしゃいましたので、その方は霧島給食センターのほうにも継続して入れていただくようになっております。

○委員（渡邊理慧君）

分かりました。学校給食における地場産物を使用する割合について、令和9年までに90% [7ページに訂正発言あり] というのを、健康きりしま21の第4次で上げられているようなので、例えば、地場産物をなるべく使うようにっていうのを、衰退しないようにしていただきたいなど思っているところがございます。その辺は大丈夫なのかなとは思いますが、どういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○学校給食課主幹（塩川辰史君）

委員御指摘のあった目標値に向けて、統廃合が理由によって衰退することなく、令和6年度から横川と溝辺を統合して、西部学校給食センターになりましたけれども、その際もそれ以降、地場産率が下がることがない状況でありますので、今後もそのような体制を整えてまいります。

○委員（立和田広司君）

今後、統合した後の牧園学校給食センターの建物等はどうなるのか、活用とかされていくのでしょうか。お示してください。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（柳田謙一郎君）

4月以降の牧園給食センターの活用予定というのは、現在のところまだ何も決まっていないところです。

○委員（川窪幸治君）

確認をさせていただきます。調理員の体制はこれまで何人だったのか、また今後、700食作るに当たって、何人体制になっていくのか分かればお示してください。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（柳田謙一郎君）

先日、本会議の議案質疑のほうでお答えしたものと同じ内容でありますけれども、今時点、令和7年度の時点で、二つのセンターを合わせて、調理員の体制としては12名の体制でしておりまして、4月以降は2名減りまして、10名の体制を予定しております。

○委員（川窪幸治君）

これまでは12名で、今後は10名になる。減る方向ですか。減るのが大丈夫というか、そういう認識で大丈夫ですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（柳田謙一郎君）

特に統合後は作業が遅れたりすることのないように、できるだけ統合前と同じ人数で、スタートしようというふうに考えておりますけれども、今回、今までおられた方が、個人的な事情もあって3月いっぱい辞められるという事情もありまして、その方を除いた10名でいく予定でありますので、10名でいけるかというのももちろん栄養教諭も含めて確認を致しております、作業としては問題なく進められる予定であります。

○委員（川窪幸治君）

私たちが人数が減る経緯が、個人の事情があれば仕方がないのかなと思ったりはするんですけど、調理員の人たちとの話をしたり、聴く機会があったりすると、やはり大変だというような話も聞いたりします。誰かが休めば代理の方が出たりとか、そういうような対応はされてると思うんですけど、今回10名ということで、ほかに代理とか、そういう方たちをまた使われないのかなとちょっと思いながら、ちょっと心配するところでもありますけれど、大丈夫だということだっ

たらしいのかなというふうな確認ですけれど、できれば12名体制がいいというそういうことではないのかなと思うんですけれど、そこはどうですか。

○教育部長（上小園拓也君）

まず牧園と、それから霧島と二つの施設を統合します。これまで令和5年から3か年かけて、調理器具とかその辺と、施設も改修というか入替えをしてまいりました。そうしますと、それぞれが今まで12名だったんですけれども、まとめることによって、効率的に作業をすることができるというようなことで、現時点では10名体制でスタートができるというようなことで確認をしているというところでございます。

○委員（川窪幸治君）

分かりました。効率よく、仕事はかどるというようなことで、今、私この図面を頂いてるところなんですけれど、効率よくと言うことが出たのでお伺いしたいんですけれど、調理員の方たちからの要望があって、ここに反映されたというようなところがあればお示しいただければと思います。

○学校給食課主幹（塩川辰史君）

まず、改修が令和6年度、大規模改修がありました。その際に調理員の要望としては、手洗い石けん場の追加とか、トイレの場所の変更とか、洗濯室の話だとか、そういった厨房機器とはちょっと違ったところでの要望が出ております。それは可能な限り、予算の許す範囲、増設ではなく内部改修なので、面積的な問題もあります。そういったもので答えられるものは、最大限答えているつもりでございます。

○委員（川窪幸治君）

確認させていただきました。いろんなところで話を聴くと、調理員の方たち意見がなかなか届かないというような意見もありましたので、確認させていただきました。調理員の方たちから見ると、ここで準備をする、ここで料理をする、ここで出す、それを、さっき渡邊理慧委員からもありましたけれど、要は回収をしてくる、これをここに置く、それがやはり調理員の考えるものと図面では、うまくいってるところもなかなか少ないようです。これも意見が多分お互いにあるんだと思いますけれども、なるべく、今回はそういう意見も聴いていただいて、設置していただけたということで、これがうまくいくようには思っております。

○委員長（久木田大和君）

一旦休憩をします。

「休憩 午前11時45分」

「再開 午前11時46分」

○委員長（久木田大和君）

再開します。

○委員（渡邊理慧君）

先ほど私の発言に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。健康きりしま21の資料では、学校給食における地場産物を使用する割合が、目標値、先ほど90%と申し上げましたが、70%の誤りでした。訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

○委員（田中紗弥佳君）

先ほどのお話で地場産物を利用するというので、行かせてもらって思ったんですけれど、階段が急だったというところで、皆さんはどこに持ってこられて、どういう受渡しをされるんですか。直接持って来られると聴いているんですけれども。

○学校給食課主幹兼霧島学校給食センター所長（住吉一郎君）

先ほど見ていただいた施設にシャッターが二つあったと思うんですけれど、一番外側のシャッターは、コンテナの出し入れで使っておりまして、その隣のもう一つのシャッターのところは、検品、業者さんからの材料の搬入、あと、地元農家さんからの野菜等についても、そちらのシャッターのから中のほうに入れていただいて、検品をして、そこがもうそのまま下処理室になってますので、

そのような流れで行っております。

○委員（田中紗弥佳君）

御高齢でなかなか持ってこれない方も増えてくるかもしれないので、階段を上らなくていいのは少し安心しました。また今後も、持って行きやすかったり、受け取りとかも工夫をして、更に拡大できるようにしていただけたらと思います。

○委員（竹下智行君）

配達の所要時間の確認をさせてください。給食センターのほうを何時に出て、一番早いところでは何時に到着して、一番遅いところでは何時に到着するのか、その学校も分かれば教えてください。

○学校給食課主幹兼牧園学校給食センター所長（濱田香織君）

配送時の出発時間についてでございます。一番早く給食センターを出発いたしますのが10時55分でございます。初めに高千穂小学校を回りまして11時11分、次が牧園小学校11時27分、万膳小学校が11時41分です。続いて、11時にもう一台の牧園地区を回る車両が出発いたしまして、11時に出発した後、11時9分に持松小、11時22分に中津川小、11時38分に牧園中学校になります。最後になりますが、3台目の霧島地区を回る車両になるんですが、こちらが11時10分に霧島学校給食センターを出発した後、11時15分到大田小、11時25分に永水小、11時46分に霧島小、11時58分に霧島中学校に到着になります。

○委員（植山太介君）

1点確認と、数点質問をさせてください。統合された後は先ほどもありましたけれど、700食ぐらいを作る給食センターになると。現場を見させていただいたときに、今の霧島学校給食センターが250食ぐらい作られているというような形でお聴きしたところですけど、3倍近く増える中で、お話の中で内部の改装で敷地も限られてるといふ、先ほどの答弁もございましたけれども、手狭ではないのか、安心安全なスペースを確保できているのか、そこを確認だけさせてください。

○学校給食課主幹兼霧島学校給食センター所長（住吉一郎君）

先ほど見ていただいて、今おっしゃるように敷地面積あるいは建物の面積はそのままでということで、内部改装で、今まで使わないようなスペースを調理場のほうをやはりちょっと広げないといけなくて、そういう改修も行っております。それと、先ほど申したように、作業が効率的に進められるように、この3年間で改修もですけれど機器の更新も行って、あと、それぞれの栄養士にも中を確認していただいて、動線とか、人の動き、機械に対して人員の配置、そこら辺も確認をして、現在に至っております。

○委員（植山太介君）

理解を致しました。口述にもありますけれども、牧園学校給食センターは築40年を経過していると、老朽化が著しいということだったんですけれども。霧島学校給食センターは築何年ぐらいのものなのか、御説明ください。

○学校給食課主幹（塩川辰史君）

霧島給食センターは平成8年、現在29年経過しております。ただ先ほど申し上げたように、令和6年に大規模改修を行っているところでございます。

○委員（植山太介君）

理解を致しました。大規模改修がどの程度の大規模改修かというところあると思います。行った際に、ちょうど入り口の屋根の上のところ何か落ちてくるのか、さびているのか分からなかった。令和6年、つい最近あった中で、その建物自体、大丈夫なのかなど。今後、その建物自体の修繕等の計画もあるのかなど。そこら辺の説明が頂けたらなと思うところです。

○学校給食課主幹（塩川辰史君）

令和6年の大規模改修に関しましては、先ほどの図面があると思うんですけども、主に赤枠内の調理スペース内を中心に改修しております。そのほかの今、委員おっしゃられた、入り口部分の天井のへこみ部分とか、その辺に関しましては計画的なものはございませんが、やはり年次的に優

先順位をつけて整備していくつもりでございます。

○委員（植山太介君）

分かりました。確認だけ。中はきれいにしたけれども、建物自体を何かこう改修したり、長もちするようなことはまだされてないという理解でよろしいでしょうか。

○学校給食課主幹（塩川辰史君）

そのとおりでございます。

○委員（田中紗弥佳君）

私も長く、小学校時代が給食センターの給食で育ったんですけれども、中心地から離れている小学校だったので、やはり、麺とかの御飯が、かなりだぼだぼでスープを吸っていて、おいしいイメージは余りなかったんですけれども、今こうやって、近いところから遠いところに行って、配送も先ほど聴きましたけれど、順々にというところで、そういうクオリティーを下げない工夫というのは何かあるんでしょうか。

○学校給食課主幹（塩川辰史君）

今回、霧島学校給食センター、今回の条例改正で、北部というふうをお願いしているところでございますが、今、現霧島給食センター、御飯は霧島給食センターで作っておりますので、配送時間はありますけれども、可能な限り温かい御飯を届けられると思います。そのほかの温食、小食関係につきましては、ステンレス製の専用の食缶を使っておりまして、これは機密性、保温性に優れておりますので、夏は暑くならず、冬は冷めにくくということで、そういった食缶を使って届けておりますので、温かい給食のほうが届けられるというふうになっております。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、以上で議案第9号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時55分」

「再開 午後 1時00分」

### △ 議案第16号 霧島市子ども基金条例の制定について

○委員長（久木田大和君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第16号、霧島市子ども基金条例の制定について、審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

議案第16号、霧島市子ども基金条例の制定について、説明します。本議案は、本市が子ども施策を推進することで、妊娠を望む段階を含む妊娠期から産後、乳幼児期、若者期に至るまで切れ目なく支援するとともに、次世代を担う社会の宝である子どもたちが、希望ある未来に向けて自分らしく健やかに成長し、幸せを感じることが出来るまちづくりに資するために、必要となる財源確保等の一環として、制定しようとするものです。本基金は、設置目的の実現に向け、債券運用を積極的に検討し、より多くの運用益の確保や、一定の目的、例えば将来の大規模事業の実施のために必要な資金を積立て、いわゆる見える化を図るために、類似基金とは独立して別に設置するものです。今回の基金設置に当たっての財源は、ふるさとさきばいやんせ基金5億200万円を活用しています。詳細につきましては、保健福祉政策課長が説明しますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○保健福祉政策課長（種子島進矢君）

議案第16号、霧島市子ども基金条例の詳細について、御説明いたします。議案書は、47ページ、48ページになります。本条例の内容について、概要を御説明します。まず第1条では、この条例の

設置目的について規定しています。第2条では、基金の額として、霧島市きばいやんせ寄附金をはじめとする設置目的のための寄附金等を積み立てることについて規定しています。次に、第3条では、基金の管理について規定しています。次に、第4条では、運用益金の処理として、基金の運用から生ずる益金は、設置目的を達成するために市長が必要と認める経費に充当すること等を規定しています。次に、第5条では、繰替運用について、第6条では処分、いわゆる基金の取り崩しについて規定しています。最後に、第7条では、委任について規定しています。以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（久木田大和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（植山太介君）

ちょっと聴かせていただきたいんですけど、債券運用を積極的に検討しと口述書があるんですけど、これ具体的に、国債をとか、地方債をとかというのをどのように買うとか、そういうのを示せるものなのでしょうか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

市としていたしましては、現時点では、国債、地方債、安全な有価証券を購入したいと考えております。それにつきましては、市場価格、いわゆる利率とか、また国が発行する新発債、新しい地方債の状況とか、そういうのを見ながら判断したいと考えております。

○委員（植山太介君）

私も詳しくはないんですけど、金利が戻ったら、債券は、今タイミングだみたいなのとか、ちょっと前から買ってる人は今、含み損があつて損をしてるとかあるんですけど、今がタイミングがいいと。5億円だから、霧島市としては損とかは大したことではないと思うんですけど、このタイミングがいいと、こういうのを積極的に買うのがタイミングがいいという認識でいいのか、そこだけ確認ができればなと思うところです。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

国債、地方債につきましては、買うタイミングというのは、利率が高いときに買えば高い利率で買える、また低い時に買ってしまつたら、額面から割ってしまう場合もあるというような状況があります。そちらにつきましては、市場の状況を見ながら、市場の利率が高いときには、いわゆる新発債、新しく発行された起債を買うのが、新しく発行された国債等買うのがいいですし、もしくは市場価格が低いときには、売り出されている既発債、もともと発行されている国債を買うのがいいと考えております。その状況につきましては、運用の中で最も適切な時期、そして市として財源が見込める時期を考えながら購入する形になろうと考えております。

○委員（渡邊圭章君）

口述書の中に、例えば、将来の大規模事業の実施のための積立てをするという言葉がありますけれども、イメージとして何かあるのか、それとも予定、計画的に進めていく大規模事業というのがあるのかお聴かせください。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

基金につきましては、子どものための基金ということで、いろいろな場合が想定されます。現在、先ほど植山委員から質問があつたとおり、債券運用を考えておりますので、その債券運用につきまして、利子を各事業、こちらの画面のポンチ絵のほうで、かごしま出会いサポートセンター以下、それぞれの事業に充てようと考えております。一方で、口述書でお話ししましたとおり、大規模事業について今後、こういう事業を子どものためにやりたいというのが決まりましたら、その部分が見える化することによって、子ども基金に積み立てていきますよというのも含めて、国債等の運用益ではなくて、必要に応じては積立てを行つて、その財源をもとに施設整備等、またもしくは、子どもに関するハード整備等も含めて対応できるような形の条例としたところでございます。

○委員（渡邊圭章君）

大規模事業というのはまだないですけれども、取りあえずはお金を積み立てていこうという、イメージでいいんでしょうか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

今回、5億200万円という形で予算のほうも含めて条例の議案を上げさせていただいたところがございます。内容につきましては、今言われた部分にちょっとダブるかもしれないですけれども、まずは債券運用で運用益を活用したいと考えております。今後、大規模な施設整備というのが出てまいりましたら、この額で正しいのか、もしくは今後、子育てのために与えられた寄附金、この基金の目的によって寄附されたもの等も含めて積立てをしながら検討していくことになろうと思っておりますので、現時点で具体的なハード事業というものがあるわけではございません。

○委員（竹下智行君）

ふるさときばいやんせ基金を活用ということでもありますけれども、ふるさときばいやんせ基金からすると、この5億200万円というのは、割合的にはどれぐらいの割合になるんでしょうか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

収入の考え方から致しますと、令和8年度の予算の歳入の見込みは、きばいやんせ基金がたしか15億円だったと考えております。そのうちの3分の1ぐらいになるんですけれども、一方で、基金残高、令和7年度の基金残高もございますので、そういうものも踏まえながら、今回の積立額としたところがございます。基金の状況によっては毎回変わるものですから、具体的にどのぐらいかと言われてしまいますと厳しいところがございますが、目安と致しますと、現在、基金の残高等を踏まえまして考えますと、当初予算に載っている資料でまいりますと、ふるさときばいやんせ基金が令和7年度末で32億円で、令和8年度末で27億円となっておりますので、大体その部分から5億円という形になり、このような形での回答になりますので、何%ということを決めて基金の額を決めたわけではございません。

○委員（竹下智行君）

ということは、令和9年度は何%と割合は分からないけれども、その状況を見て、令和9年度はその金額を幾らにするかというのは、令和8年度中に状況を見て決定するというふうな流れになりますか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

令和9年度につきましては、令和8年度の状況、先ほど申し上げました、きばいやんせ基金に限らず、子育てのために寄附された基金等を踏まえて全体的に考えていかなければならないと考えております。来年度につきましても、こども基金だけではなくて、それぞれ子育てに対する多くの事業がございます。また、きばいやんせ基金につきましては、御存じのとおり、六つの施策に基づいて、それぞれの事業に充てることになっておりますので、今先ほど申し上げた27億円、もしくは32億円というのは、全ての基金の金額でございますので、そのうち子どものために使える部分というのは限られておりますので、来年以降につきましては、状況を踏まえながら判断することになろうと考えております。

○委員（田中紗弥佳君）

この事業の中で、かごしま出会いサポートセンターの登録事業というのがあるんですけれど、やはり結婚したい、出会いを求めているから、イコール子どもを持ちたいわけではない方もいる。けれども、年齢制限がこの事業のサポートセンター登録事業にも、もちろん年齢制限が、多分子どもを産むであろうという年齢以下の人の補助ということで載っていたと思うんですけれども、これに関してはどういう考えで、こちらの事業も含まれているんでしょうか。

○保健福祉政策課長（種子島進矢君）

今、委員がおっしゃられましたように、当初予算のポンチ絵でも、この鹿児島出会いサポートセンター登録助成事業、25ページになりますけれども、掲載をさせていただきます。対象者として39歳以下の独身者ということで、年齢制限のところを縛りと言いましょか、そういう設定をしております。

すけれども、今後、実際にこの助成事業を行うに当たって、登録をされていらっしゃる方とか、広く市民の方から意見を聴いて、この年齢要件が必要なのかも含めて今後、検討する必要があるのかなというふうには考えております。

○委員長（久木田大和君）

当初予算の関係になりますので、この16号についての質疑を再開します。ほかにありませんか。

○委員（植山太介君）

5億200万円で運用益が850万ということで、これは安全で健全な運用だという理解でいいのか。

責めてるとか、そういうので言うと、安全か、健全なのか説明していただければと思うところです。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

当初申しましたとおり、地方公共団体の基金につきましては、安全な方法で管理をしないとならないとなっております。その場合、国債・地方債につきましては、国もしくは地方が潰れない限り、必ず元本は保証される、10年借りたら10年間満期を迎えた場合、10年間で元本は保証されるという形になります。この今、御質問のございました850万円につきましては、現在、霧島市のほうで債券運用をしている状況を見ながら、その利率を踏まえまして決めた利率でございますので、多分に見積もっているつもりではないんですけれども、やはり市場の状況によっては、その率が上がったたり下がったりするところがございますので、現状と致しましては、適正な見積りで計上したと考えております。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

それではないようですので、以上で議案第16号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時14分」

「再開 午後 1時15分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第17号 霧島市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○委員長（久木田大和君）

次に、議案第17号、霧島市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

議案第17号、霧島市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について説明します。令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき創設された、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度については、令和8年4月から給付制度として実施することになります。本議案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が示されたことから、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、本条例を制定しようとするものです。詳細につきましては、子育て支援課長が説明しますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

議案第17号、霧島市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、説明します。議案書は、49ページから59ページをご覧ください。本条例の内容について、概要を説

明します。まず第1条では、この条例の趣旨について、第2条では、特定乳児等通園支援事業者が本事業を運営するに当たっての一般原則に関する事項について、第3条では、利用定員に関する基準について規定しています。次に、第4条から第12条では、利用者の受入れ等に関する事項について、第14条から第18条では、利用者支援等に関する事項について、第19条から第30条では、事業を運営するに当たって遵守すべき事項等について、第31条では、会計の区分について、第32条では、記録の整備等についてそれぞれ規定しています。次に、第33条では、電磁的記録について規定しています。最後に、第34条では、市長に対する委任について規定しています。以上で説明を終わります。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（久木田大和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（竹下智行君）

この事業を令和7年度試験的に実施している施設というのがあったと思うんですけど、そのところを教えてください。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

令和7年度につきましては、五つの施設が試験的に導入しております。ただ、時期が少々前後いたしますので、認可をしたという部分で説明させていただきます。場所につきましては、みつぎちびっこ園、大窪保育園、集成保育園、認定子ども園隼人高千穂子ども園、認定子ども園高千穂幼稚園となっております。

○委員（竹下智行君）

実際試験的にされてみて、効果というか、いろんな声も上がってるかと思うんですけど、施設側の評価、声だったり、あと利用者側の声というのはどういった声があったのか、そこを教えてください。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

子ども誰でも通園制度乳児等通園支援事業につきましては、なかなか周知というのが難しいところがあったというのは、正直な実感でございます。9月から一つの園がスタートしたところがございますけれども、やはり保護者のほうからは、使いやすい施設の部分というのが国分隼人に1か所しかなかった部分もあると思うんですけども、なかなか使いたいときに使えなかったという声を聞いたところでございます。また、登録人数につきましても大きく増えたわけではございませんので、本市と致しましても、令和8年度を含めまして、実施する施設を増やしながら、周知に努めたいと考えています。

○委員（竹下智行君）

まず、利用実績というのがあったのか、あったとしたらどれぐらいあったのか教えてください。

○子育て支援課主幹（中村真貴子君）

令和7年9月から令和8年2月の利用実績となります。利用登録者数が合計で43名、利用者実人数としては11名、延べ利用者数としては計26名、利用時間が合計92時間となっております。

○委員（竹下智行君）

令和8年度は、ここに参加する施設をどれぐらいで見ているのか、あと実人員、延べ人員がありましたけれども、そちらを令和8年度はどれぐらいで見ているのか、そこを教えてください。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

令和8年度予算としては7施設を考えておまして、トータル12施設 [17ページに訂正発言あり] を見込んでいるところでございます。それぞれの施設につきましては、計画の中に子ども子育て支援事業計画を盛り込んでいるんですが、その中の計画数で見込んでいるところであり、数字につきましては、別途お答えいたします [15ページに答弁あり]。

○子育て支援課保育・幼稚園グループ主査（吉永和義君）

令和8年度の施設数についてですが、10施設を予定しています。時間については、また後ほど確認して報告させていただきます。

○委員（田中紗弥佳君）

先日、子ども子育て会議の傍聴に行かせていただいたんですけども、保育園の受入れの人数も減ったところもあると思うんですけど、また今度は全体的に入園の受入れが減っている時点で、スタッフが少ない、子どもも減ってきているかと思うんですけども、これで受入れ施設が増えて、本当に対応できるのか。やはり登録してるけれど、柔軟に使える状況に本当にあるのかという実態調査とかをどういうふうにされているんですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

委員もおっしゃられたとおり、子どもの数が少なくなっている部分は当然ございます。ただ一方で、今回、申し上げているこども誰でも通園制度につきましては、余裕活用型という形の施設が多くて、現在、利用定員が決まっています、その枠の中で子どもを受け入れるという部分がほとんどでございます。ただ、別個、一般型と言いまして、別に設けましてそこで受け入れるという部分もあるんですが、霧島市の場合、余裕活用型という施設のほうが多くなっておりますので、その中で子どもたちが受け入れることが可能ではないかなと考えているところです。今、委員が言われたとおり、子ども子育て会議の中で、なかなか使いたくても使えないという御意見も当然ございました。先ほどの答弁とかぶるところがございまして、そういう部分を解消すべく、令和8年度では、12施設の分について予算を計上しておりますので、その中で周知等を徹底しながら、現状でも広報誌なり健康増進課のアプリなりで周知等を行っているところですが、周知の徹底については、今後も努めていきたいと考えております。

○委員（渡邊理慧君）

この特定乳幼児等の特定というのは、特定というのが入っているのとないのと、どのように違いがあるんですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

特定の部分につきましては、現在の保育園、認定こども園、幼稚園なんかもそうなんですけれども、認可書をもった場合、特定とつきますので、その施設を利用できる部分で、乳児等通園支援事業をできる部分が特定乳児等支援という形になりまして、もしくは保育園なんかにつきましても、認可を受けて、給付制度いわゆる今の子どものための教育保育給付費支援制度の対象になっている場合が、特定教育保育施設という形の言い方になりますので、特定というのにつきましては、乳児等通園支援制度の給付の認定を受けた子どもたちが、特定乳児等通園支援事業を使える施設という形になります。

○委員（渡邊理慧君）

この条例の中で、保育従事者の認可の基準というのは、どういったものになっているんですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

保育士につきましては、通常の保育園の保育士と同じになります。ただ、一般型という先ほど申し上げた形につきましては、全てが保育士でなくてもいいという形になっておりますので、その使い分けはございますが、そこで働いている保育士につきましては、通常の保育士と同様となっております。

○委員（竹下智行君）

利用料が1回幾らになるのか、1時間単位なのか。事業所に入ってくる収入というのが1時間当たりなのか、どういうふうな形で金額が決まってくるのか。金額が分かれば、そちらのほうも教えてください。

○子育て支援課主幹（中村真貴子君）

利用料につきましては、基本単価が年齢ごとに決められております。令和8年度が、0歳児が1,700円、1歳児が1,400円、2歳児が1,400円の基本単価となっており、利用料につきましては、こ

れに施設側で300円程度上乘せがありますので、その金額については、園次第となっております。  
1時間当たりです。

○委員（竹下智行君）

例えば0歳児だったら1,700円プラス、利用料は個人負担が300円、あとは給食代とかは園が設定する。例えば、給食が300円だったら、0歳だったら2,000円という、そういう収入という形でいいですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

今、基本単価について申し上げたんですけれども、基本単価についてはそのとおりなんですけど、令和8年度から給付制度に変わるものですから、いわゆる今、保育園なんかやっている公定価格というものにお金が反映される形になりまして、その告示はまだなされていないところでございます。ただ、国が予算で示した基本単価というのが今、申し上げた部分になります。委員が質問された給食費等につきましては、最大10時間、1日1時間から最大10時間となりますので、給食費につきましては、状況に応じるんでしょうけれども、現在のところは1時間長い給食というのは想定していないところですが、それぞれ施設によってはそういう状況も出てくると考えております。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時29分」

「再開 午後 1時35分」

○委員長（久木田大和君）

再開します。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

先ほどの竹下委員の質問の中で、どのぐらいを見込んでいるかという質問でございますが、令和7年3月に策定しましたこども計画におきますと、令和8年につきましては、量の見込みを42人と計画上は見ております。ただ一方で、予算の令和7年度の状況等に、先ほど御質問受けましたけれども、そういうのを踏まえながら、令和8年度の予算は計上したところでございますので、計画上は1日42人と考えていただければと思います。

○委員長（久木田大和君）

ほかに質疑ありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

それでは、議案第17号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時36分」

「再開 午後 1時36分」

○委員長（久木田大和君）

それでは再開します。

#### △ 議案処理

#### △ 議案第9号 霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（久木田大和君）

まず、議案第9号、霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

それでは、ないようですので、議案処理に入ります。議案第9号について、討論に入ります。討論はありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

討論なしと認めます。採決します。議案第9号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第9号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第16号 霧島市子ども基金条例の制定について

○委員長（久木田大和君）

次に、議案第16号、霧島市子ども基金条例の制定について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第16号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第16号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第16号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第17号 霧島市特定特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○委員長（久木田大和君）

次に、議案第17号、霧島市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第17号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第17号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第17号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第18号 霧島市青少年の家の設置及び管理に関する条例の廃止について

○委員長（久木田大和君）

次に、議案第18号、霧島市青少年の家の設置及び管理に関する条例の廃止について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第18号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第18号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第18号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 委員長報告に付け加える点

○委員長（久木田大和君）

次に、委員長報告に付け加える点の確認ですが、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようであれば、委員長報告については、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「委員長一任」と言う声あり〕

それでは、そのように致します。以上で審査を終わります。

#### △ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（久木田大和君）

次に、まず閉会中の所管事務調査、閉会中、3月議会が終わってからの所管事務調査になります。何か御意見はありませんか。ここでしばらく休憩をします。

「休 憩 午後 1時40分」

「再 開 午後 1時41分」

○委員長（久木田大和君）

それでは再開します。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

先ほど令和8年度の乳児等通園支援事業の施設を12と答えたんですけども、正しくは10施設でございました。訂正しておわび申し上げます。

○委員長（久木田大和君）

休憩します。

「休 憩 午後 1時41分」

「再 開 午後 1時51分」

○委員長（久木田大和君）

それでは再開いたします。閉会中の所管事務調査についてですが、調査項目については、文教厚生常任委員会の所管事項についてとして提出したいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのように致します。以上で閉会中の所管事務調査について終わります。

#### △ その他

○委員長（久木田大和君）

次に、その他についてですが、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ないようですので、休憩いたします。

「休 憩 午後 1時51分」

「再 開 午後 1時53分」

○委員長（久木田大和君）

再開します。それでは委員の皆様方からは特にないということでございましたので、本日の日程は全て終了しました。これで文教厚生常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 1時54分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長 **久木田 大和**